

地域計画 (案)

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和8年1月29日 (第一回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	中札内村 (01638)
地域名 (地域内農業集落名)	中札内村地区(全域) (共栄、新生、中札内、常盤、南常盤・元札内、上札内1・上札内2・南札内・元更別、東戸高、新札内・西札内1・西札内2)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	7,005.0 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	7,005.0 ha
② 田の面積	0.0 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	7,005.0 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	129.9 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	129.9 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
 5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

<p>(現状) 中札内村の農業は、約7千ヘクタールの耕地面積と恵まれた自然条件を活かした土地利用型農業を展開し、本村の基幹産業としての役割を担ってきた。 小麦、てん菜、馬鈴しょ、豆類を基幹とする畑作と酪農、養鶏、養豚の専門的経営体を主体に、地域複合システム循環農業を提唱して、耕畜連携による有機物の還元を進め、時代を先取りした取組みを展開してきた。 また、農業機械センター、酪農ヘルパー利用組合、飼料組合などの営農支援システムの確立による生産コストの低減や省力化などにより、生産の安定と経営規模の拡大が図られ、経営基盤を強化してきた。</p> <p>(課題) 新規就農者及び農業実習生に対する相談・受入体制を整備しているとともに、普及センターで実施しているアグリカレッジや営農セミナーなどの研修機会を確保し担い手の育成を行っているほか、Uターン就農を含めた後継者への経営継承が行われている状況もあるが、農業従事者の高齢化や後継者不在により農家戸数は年々減少している。 また、生産資材等の価格高騰や高止まりにより農業経営が圧迫されている。</p>

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用型農業については、畑作4品に加え、えだまめ・さやいんげんなどの野菜の作付を行う。また、離農する農業者より農地を借入れて規模拡大を目指す。規模拡大により生産性を向上させるとともに、生産コストの低減を図る。 ・経営の複合化や加工などの6次産業化、高付加価値化を図る。 ・酪農については、牧草・デントコーンの作付を行う。また、離農する農業者より農地を借入れて規模拡大や自給粗飼料の確保を図ることにより生産性を向上させるとともに、生産コストの低減を図る。
--

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
担い手(認定農業者等)への農地集積・集約化を基本としつつ、地域の状況に応じた農用地の効率的な利用を推進する。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	90.7	%	将来の目標とする集積率
			95.0 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
地域の農地利用の状況や担い手の意向を加味して利用調整し、集約化を進める。また、スマート農業技術の普及により作業の省力化や軽減を図ることで、更なる農地の集積を目指す。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
農業委員会とも連携を図りながら、地域計画に位置付ける者に対する農用地の集積を推進する。
(2)農地中間管理機構の活用方法
農地所有者や担い手の意向を踏まえ、段階的に集約を図る。その際、農業委員会と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組
計画に基づき、道営土地改良事業を着実に進めるとともに、村単独事業の「元気な農業サポート事業」も併せて進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
中札内村農業担い手育成センターが窓口となり、新たな担い手の確保・育成に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
農家戸数の減少を踏まえ、今後の農作業委託の取り組みについて関係機関と連携しながら検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

レ	①鳥獣被害防止対策	レ	②有機・減農薬・減肥料	レ	③スマート農業		④畑地化・輸出等		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	レ	⑦保全・管理等	レ	⑧農業用施設	レ	⑨耕畜連携等		⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①狩猟免許取得に係る費用を助成し、農業者を含めたハンターの育成支援を推進する。
- ②環境保全型農業直接支援対策事業を推進する。
- ③ロボット技術やICTの活用等、近年の進捗が著しいことから、スマート農業などの省力化生産技術、労働力不足に対応した生産技術等を積極的に推進する。
- ⑦地域の目指すべき将来像を見据えた上で、農地に限らず地域全体の土地の管理構想について議論を進める(国土の管理構想)。
- ⑧担い手の営農や農業を営む者の利用状況などを考慮し、病害虫まん延防止のためストックポイントを整備し、麦乾燥施設を新たに建設する。
- ⑨家畜排せつ物の利活用の観点から堆肥処理施設を運営し、製造されるポロシリ元気堆肥を販売する。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 年度)				備考
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	
	別紙のとおり		ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	165経営体		6,645 ha	0 ha		6,645 ha	0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	(有)上礼内機械センター	飼料収集作業、草地更新	飼料作物
2	(有)中島機械センター	飼料収集作業、草地更新、堆肥散布	飼料作物、畑作物
3	(農)カーフゲート	哺育・育成預託	牛

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。